

## 空襲犠牲者救済法案の早期制定を求める意見書

81年前の3月10日の東京大空襲をはじめ大阪・神戸・名古屋など立て続けに空襲があり、沖縄では米軍の上陸による激しい地上戦により、多くの民間人が甚大な被害を受けた。

東京大空襲においては米軍機 B29が投下した焼夷弾により東京の下町は焦土と化し、一晩で約10万もの方々の尊い命が奪われ、一命をとりとめた生存者の中にはその心身に障がいや傷跡を受けたことにより多大な労苦を余儀なくされてきた。

これまで、我が国においては、再び戦争の惨禍が繰り返されることのないよう、国際社会の平和及び安全の確保を図るための様々な取組が積み重ねられる中で、国との間に特定の関係を有していた者や特殊の戦争被害を受けた方々を援護するため各般の施策が講じられてきたところである。

他方、空襲その他の災害による被害については、戦争という非常事態の下で生じた被害は国民が等しく受忍しなければならないやむを得ない犠牲であるとして、国会及び政府において、これを救済するための取組はなされてこなかった。

戦後81年を迎えるにあたり町田市議会は恒久の平和の実現への決意を新たにするとともに、空襲その他の災害によりその心身に障がいや傷跡を受けた者の長年にわたる多大な労苦に鑑み、国及び政府として、これを慰謝し、及び空襲その他の災害による被害の実態を明らかにしてその犠牲者へ追悼の意を表するため、「特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案」、いわゆる「空襲犠牲者救済法案」の早期制定を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。